

成年後見ハンドブック



このハンドブックは、成年後見人等の職務が終了するまで大切に保管してください。また家庭裁判所にお越しいただくときは、必ず持参してください。

本人(被後見人等)氏名

成年後見人等氏名

大分家庭裁判所



はじめに

このハンドブックは、^{かていさいばんしょ}家庭裁判所に^{せいねんこうけんせいど}成年後見制度の^{もうした}申立てを考えている方または^{せいねんこうけんにと}成年後見人等になろうと考えている方に、制度の概要、手続の流れ、申立てに必要な書類を説明するとともに、^{せいねんこうけんにと}成年後見人等の役割について、そのあらましを説明したものです。

「法律の話や用語はよくわからなくて…」、「親族が本人のためにするのに、こんなに大きさにしなくても。」と戸惑われている方もいらっしゃるでしょう。しかし、^{せいねんこうけん ほさ ほじょ}いったん成年後見（保佐、補助）が始まりますと、本人は法律上保護されるとともにいろいろな制約を受けることとなります。また、^{せいねんこうけん}成年後見人（^{ほさにん ほじょにん}保佐人、補助人）は、当面の目的を果たせばよいだけでなく、長年にわたり、大変責任ある役目を引き受けていただくこととなりますので、^{せいねんこうけん}成年後見人等制度を理解していただく必要があるのです。

つきましては、申立てをする前に、必ずこのハンドブックをよくお読みください。また、^{せいねんこうけん}成年後見人（^{ほさにん ほじょにん}保佐人、補助人）になられてからも、このハンドブックに書かれている内容を十分ご理解の上、役割を果たしていただきますようお願いいたします。

なお、このハンドブックは^{おほんぶん}大分家庭裁判所（支部を含む）での取扱いを説明したものです。各家庭裁判所によって取扱いが多少異なることもありますので、申立てをされる家庭裁判所にもお問い合わせの上、申立てをしてください。

このハンドブックでは、読みやすくするため、右のような用語の呼び方をしていますので、ご了承ください。

- | | |
|--|----------------------|
| ● ^{せいねんこうけん} 成年後見人…………… | ^{こうけん} 後見人 |
| ● ^{こうけん ほさ ほじょ} 後見、保佐、補助をまとめて…………… | ^{こうけん} 後見等 |
| ● ^{せいねんこうけん} 成年後見人、 ^{ほさにん ほじょにん} 保佐人、補助人をまとめて…………… | ^{こうけん} 後見人等 |
| ● ^{ひこうけん} 被後見人、 ^{ひほさにん ひほじょにん} 被保佐人、被補助人…………… | ^{ほん} 本人 |

目 次

第1	成年後見制度について	1
	1 成年後見制度とは	1
	2 後見とは	1
	3 保佐とは	2
	4 補助とは	2
	重要 申し立てる前に 知っておいてください	4
第2	申立てから審判(後見人等選任)まで	7
	1 手続の流れ	7
	2 申立て	8
第3	診断書及び鑑定について	9
	1 診断書について	9
	2 鑑定について	9
第4	後見(保佐,補助)の事務の具体的内容 ..	10
	1 身上配慮	10
	2 財産管理	10
	3 家庭裁判所の後見等事務の監督への対応	10
	財産管理の具体的方法について	11
	家庭裁判所の後見等事務の監督に備えて	13
第5	後見人(保佐人,補助人)の報酬	15
第6	後見人(保佐人,補助人)の辞任	15
第7	後見(保佐,補助)の事務の終了	16
第8	その他	16
	資料のコピーの取り方について	17

手続きの流れ

法定後見制度

判断能力が十分でない方が
たとえば

- 家を売りたいとき
- 福祉サービスを受けたいとき
- 遺産分割をしたいとき

ひとり
1人するには不安がある。

ひとり
1人ではできない。

後見／保佐／補助の開始の申立て

申立てできる人

- 本人
- 四親等内の親族
- 配偶者
- 市町村長 など

申立てに必要なもの

- 申立書
- 申立手数料 (1件につき800円の収入印紙)
- 収入印紙
- 郵便切手
- 戸籍謄本, 住民票
- 成年後見に関する登記事項証明書
- 診断書 など

任意後見契約

公正証書によって
行います

公正人役場

判断能力が不十分になったとき

任意後見監督人選任の申立て

しん ばん てつづき 審判手続

しん もん 審問

ひつよう おう かじ しん ばん かん さいばんかん
必要に応じて家事審判官(裁判官)
が直接事情を尋ねます。



ちよう さ 調査

か てい さい ばん しよ ちよう さ かん さん よ いん とう
家庭裁判所調査官や参与員等
が事情を尋ねたり、問い合わせ
たりします。



ほん にん はん だん の うりよく かん てい
本人の判断能力について鑑定が
行われることもあります。

※別途費用がかかります。

審

判

かん とく 監督

監督の流れ

家庭裁判所

任意後見
監督人

成年後見
監督人など

任意
後見人

成年
後見人など

ごう けん じ む 後見事務



み まわ はいりよ
身の回りに配慮しながら
さいざん かんり
財産を管理します。

せい ねん ごう けん とう き 成年後見登記

しん ばん ないよう こ せき
審判内容は戸籍には
きざい
記載されません。

法務局にて「成年後見登記」が
行われます。

1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神的疾患など精神上の障害により、判断能力が十分でない方の権利や財産を守り、保護するために援助者を選任する制度です。

成年後見制度には、すでに判断能力が十分でない方に対して、申立てにより家庭裁判所が援助者を選任する**法定後見制度**と、将来判断能力が低下する場合に備えて、本人があらかじめ援助者や援助内容を公正証書で契約しておく**任意後見制度**とがありますが、このハンドブックでは、**法定後見制度**を中心に説明します。(任意後見制度については、家庭裁判所受付または近くの公証人役場にお問い合わせください。)

法定後見制度においては、親族や本人など申立ての権限のある方が、家庭裁判所に対して申立てをし、認められることが必要です。本人の判断能力の程度によって、**後見**、**保佐**、**補助**の3つのタイプがあり、タイプによって援助の内容、援助者の権限が異なります(3ページの表)。

2 後見とは

どんな人が対象ですか？

判断能力が**全くない**方。おおむね日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要のある程度の方です。

どんな手続きで決めるのですか？

家庭裁判所が「後見開始」の申立てに基づき、本人に対して、「**後見開始**」の審判をすると同時に援助者として**後見人**を選任します。原則医師による**鑑定**(9ページ)が必要です。

後見が開始されるとどうなるのですか？

後見人が、本人の**身上監護**に関する法律行為(介護サービス利用契約、診療契約、施設の入退所契約など)と**財産管理**に関する法律行為(預金の出し入れ、不動産の管理など)を本人に代わって行ったり(**代理権**といいます)、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消す(**取消権**といいます)などの財産管理に関する**全般的な権限**を持つこととなります(ただし、日常生活品を買う程度の行為は、本人がすることができます)。後見人は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人を保護し、その利益を守らなければなりません(**身上配慮義務**といいます)。

3 保佐とは

どんな人が対象ですか？

判断能力が**著しく不十分**な方。日常的に必要な買い物は一人でできるが、不動産の売買や高額な買い物、金銭の貸し借りなどについては、自分で支払可能ななどの判断がつかないため、誰かの援助を必要とする程度の方です。

どんな手続きで決めるのですか？

家庭裁判所が「保佐開始」の申立てに基づき、本人に対して、「**保佐開始**」の審判をすると同時に援助者として**保佐人**を選任します。原則医師による**鑑定**（9ページ）が必要です。

保佐が開始されるとどうなるのですか？

保佐人は、本人が民法第13条1項所定の法律上の重要な行為（3ページ、表の注意書）を行う際に、本人の利益のためにその行為が適当かどうかを判断して同意を与える権限（**同意権**）を持ち、本人が保佐人の同意を得ないでした行為を取り消すことができます（**取消権**）。

保佐人が、民法第13条1項所定の行為以外についても同意権、取消権を持つ必要がある場合は、別途家庭裁判所に対して「**保佐人の同意を要する行為の定め**」の審判を同時に又は追加して申し立てる必要があります。

保佐人となっただけでは、本人に代わって法律行為を行う権利（**代理権**）はありません。**必要のある場合は**、別途家庭裁判所に対して代理する行為につき「**代理権付与**」の審判を同時に又は追加して申し立てる必要があります（**本人の同意が必要**です）。

また、保佐人は職務を行うにつき付与されている権限の範囲において**身上配慮義務**（1ページ）を負います。

4 補助とは

どんな人が対象ですか？

判断能力が**不十分**な方。一人で財産の管理、処分ができるかもしれないが、少し難しい判断を要する行為については、念のため誰かに援助してもらった方がよい程度の方です。

どんな手続きで決めるのですか？

家庭裁判所が「補助開始」の申立てに基づき、本人に対して、「**補助開始**」の審判をすると同時に援助者として**補助人**を選任します。ただし、本人以外の方が申し立てる場合は、申立てについての**本人の同意**が必要です。原則医師による**鑑定**は必要ありませんが、**成年後見用の診断書**の提出が必要です（9ページ）。

補助が開始されるとどうなるのですか？

「補助開始」だけでは補助人には、財産の管理、処分について何らの権限がありません。補助人が**同意権**、**取消権**、**代理権**を持つには、「補助開始」とは別に、民法第13条1項に定める行為の中から必要な行為につき「**補助人の同意を要する行為の定め**」又は代理する行為について「**代理権付与**」の審判を**必ず**申し立てる必要があります、**いずれも本人の同意が必要**です（必要に応じて、同意権・代理権の両方の申し立てもできます）。

また、補助人はその職務を行うにつき付与されている権限において**身上配慮義務**（1ページ）を負います。

類型	本人の判断能力の程度	援助者	援助者の権限		財産管理以外の職務
		本人	当然に与えられている権限	申立てにより付与される権限	
後見	全くない	後見人	財産管理に関する 全般的権限		全般的な 身上配慮義務
		被後見人			
保佐	特に不十分	保佐人	民法第13条1項 所定の行為(※)に ついての 同意権	代理権 民法第13条1項 所定の行為(※)以 外の 同意権	付与されている 権限の範囲における 身上配慮義務
		被保佐人			
補助	不十分	補助人	なし	代理権 民法第13条1項 所定の行為(※)範 囲内での 同意権	付与されている 権限の範囲における 身上配慮義務
		被補助人			

※民法第13条1項所定の行為とは、預貯金の払い戻し、金を貸したり借りたりする行為、保証人となる行為、不動産や自動車など重要な財産に関する契約行為、訴訟行為、遺産相続に関する行為、家の新築改築などをさします。



申し立てる前に知っておいてください

1 後見人等は、本人の財産を自由に処分できるのですか？

後見人は、本人の財産の全般的な管理権を有し、本人の財産について全般的な代理権を有します。その意味では、本人の財産を後見人の判断で動かすことはできますが、あくまで本人の利益のために、一般的に妥当と考えられる程度の常識的、良識的な行動をする義務（善良なる管理者の注意義務）を持って、本人の財産を維持管理することが求められています。保佐人、補助人については、与えられた権限の範囲内で、後見人同様の注意義務を持って、財産管理をすることになります。

したがって、基本的には、たとえ親族であっても「他人の財産を預かり管理している」と考えてください。つまり、本人の財産を後見人等や親族の名義にしたり、本人の不利益となるような処分はできません。不正な財産の支出などがあると、後見人（保佐人、補助人）を解任されるだけでなく、損害賠償請求などの民事責任や業務上横領などの罪で刑事責任を問われることもあります（→ 12 ページ）。

2 財産管理とは、具体的にどのようなことをするのですか？

具体的には、本人に代わって預貯金に関する取引、治療や介護に関する契約の締結等の必要な法律行為を行うとともに、本人の財産が他人のものと混ざらないようにする、通帳や証書類を保管するなどがあります。本人の利益が損なわれないよう収支計画を立て、収支状況を把握するため、帳簿をつけ、領収書等を整理保管し、どのお金をどのように使ったか、誰に対しても自信を持って説明ができるようにしておきます（→ 11 ページ）。

3 後見人等に選ばれると家庭裁判所からどのような指導がありますか？

1 か月以内に財産状況を把握し、財産目録を作成して家庭裁判所に提出していただきます（保佐人、補助人はその職務の範囲によります）。その後も家庭裁判所の求めに応じ、後見（保佐、補助）の事務状況を報告し、指導監督に服する義務を負います（→ 10 ページ）。家庭裁判所への報告義務を怠ったり、不正行為があると、1 で述べたとおり、さまざまな責任を負うことがあります。

4 後見人等の任期はいつまでですか？

申立てのきっかけとなった直近の目的（保険金受領や遺産分割など）のみだけをすればよいというものではなく、通常の場合、本人が死亡する又は本人が回復するまで本人のために援助を行う義務を広く負うことになります。（→ 16 ページ）

5 申立ての類型は、どのように考えたらいですか？

最終的には、鑑定結果などに基づいて、家庭裁判所が総合的に判断します。

「明らかに後見程度の能力だが、後見人になるのは大変なので補助にしてほしい。」などという申立ては認められません。申立ての際にどの類型なのか迷った場合には、家庭裁判所が準備している**成年後見用の診断書**（→9ページ）を使用して医師の診断を受け、診断内容により申し立てる類型を決めていただくとよいでしょう。成年後見用の診断書における「3 判断能力判定についての意見」で4段階に分かれているところは、上から、**後見**、**保佐**、**補助**、**判断能力有り**にあたります（下図）。ただし、審理の過程で、申し立てた類型と異なる可能性が生じることもあります。その場合は、**申立ての趣旨変更**などの手続が必要となりますので、担当者があらためて説明をします。

～成年後見用の診断書「3 判断能力判定についての意見」～

- 自己の財産を管理・処分することができない → **後見**
- 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である → **保佐**
- 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある → **補助**
- 自己の財産を単独で管理・処分することができる → **判断能力有り**

6 後見人等はどうのような人が選ばれるのですか？

家庭裁判所が判断して最も適任だと思われる方を選任します。まずは、申立ての際に挙げてもらった候補者について検討しますが、**親族間に意見の対立**があったり、ご本人の**財産が高額**であったり、**財産の調査・管理が複雑困難**であったり、**遺産分割や多額の保険金受領**などでご本人の財産が大きく変動したり、**候補者が高齢**で後見事務遂行能力に不安があったりする場合は、**弁護士**、**司法書士**、**社会福祉士**、**税理士**といった**第三者を選ぶ**ことがあります。さらに家庭裁判所が必要と認めた時は、後見人等の職務を監督する**後見（保佐、補助）監督人**を選任したり、後見人を複数選任することがあります。

なお、本人やその親族に対し、訴訟等をしたことがある、破産宣告を受けたことがある、以前後見人を辞めさせられたことがあるなど、一定の事由がある方は、後見人等となることができませんので、必ず申告してください。

7 費用はどのくらいかかるのですか？誰が負担するのですか？

申立時には、印紙代、郵便切手代が**1万円程度**かかります。また、鑑定を行う場合は（後見開始、保佐開始には原則鑑定が必要です。）、**鑑定料が5～10万円程度**かかります（鑑定料の額は、鑑定医が本人の状態等によって決めます。）

申立時にかかる費用も鑑定料も、**原則申し立てをする人（申立人）の負担**です。

8 後見人等を選ぶまで、どのくらい期間がかかるのですか？

本人の財産について、他の方の関与を認めることになるのですから、家庭裁判所としても本人や財産の状況等を総合的に判断し、慎重に決定する必要があります。そのため、**調査**という形で申立人や後見人等の候補者に事情を確認したり、本人の陳述を聴いたり、**鑑定**という手続で正式に医師の意見を聴いたりする必要があります（→9ページ）。したがって、申し立てればすぐに決まるというものではありません。少なくとも、**2か月程度の期間がかかりますので、あらかじめご了承ください。**（なお、審理期間は、事案によって異なります。）

9 後見人等が開始されると戸籍に記載されるのですか？

戸籍には一切記載されません。その代わりに、東京法務局に**後見登記**という登記が行われ、必要があれば登記されていることの証明書の発行を受けることができます。

なお、後見開始の審判があると、本人は選挙権及び被選挙権がなくなります。また、後見開始又は保佐開始の審判があると会社の取締役になれなくなります。さらに後見開始又は保佐開始の審判があると、医師や弁護士など一定の資格の取得や公務員などの一定の職業に就くことができなくなったりします。

MEMO

.....

.....

.....

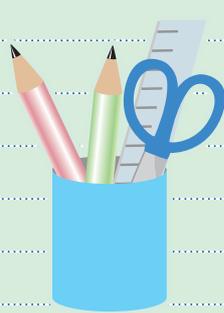
.....

.....

.....

.....

.....



第2 申立てから審判(後見人等選任)まで

1 手続の流れ

手続相談

申立てに必要な書類(8ページ)をお渡しします。

申立て

申立てをすることを本人(理解できる場合)及び可能なかぎり本人の配偶者や親族に話しておいてください。

調査

家庭裁判所調査官や参与員等の職員が、以下のような調査を行います。

- 申立人や候補者に面接するなどして、事情をお尋ねします。
- 本人面接を行い、本人の状況や意向を確認することもあります。日時や場所は、本人の状況により、申立人や病院・施設と相談しながら決めます。
- 親族に書面等により意向照会を行うこともあります。

鑑定

詳細は、9ページをご覧ください。

← 必要に応じ、家事審判官が直接事情を聞く**審問**を行う場合があります。

審判

申立人及び候補者には後見(保佐, 補助)開始が決定した旨の審判書、本人には後見等が開始した旨の事務連絡が郵送されます。

(審判書受領の日から2週間)

審判確定

登記

家庭裁判所から東京法務局に登記を依頼する書類を発送します。約2~3週間で登記が完了します。

登記が終了すると、手続き完了です。予定されていた後見(保佐, 補助)事務を開始してください。(10ページ~)

(審判確定から1か月以内)

後見等事務 計画書と財産 目録の提出

審判書送付の参考書式を同封します。(10ページ)

後見等事務の 監督

家庭裁判所が求めた際に、後見等事務の状況を報告します。(13ページ)

2 申立て

1 どこに申立てをするのですか？・・・本人の住所を管轄する家庭裁判所です。

2 申立てをすることができる人・・・本人，配偶者，四親等内の親族，成年後見人等，任意後見人等，市町村長等，検察官です。法律に詳しくない等の理由で，自分一人で申立てや手続を進めることに不安を感じる方には，弁護士や司法書士に相談することをお勧めします。

3 申立てに必要なもの・・・申立ての際は，以下の書類を用意してください（そろっているか□にチェックしてみましょう）。

1 申立書類（用紙を手続き相談時にお渡しします。）

- 申立書
- 申立事情説明書
- 本人の財産目録
- 収支状況報告書
- 後見人等候補者事情説明書

2 戸籍などの資料

- 戸籍謄本（□申立人，□本人，□候補者）
- 申立人と本人が4親等内の親族であることを証明する戸籍（例えば申立人が本人の従姉である場合，本人の親と申立人の親が兄弟であることを証明する戸籍が必要になります。）
- 戸籍附票又は住民票（本人）
- 住民票（候補者）
- 成年後見に関する登記事項証明書（本人）（後見登記されていないことを証明する書類。交付申請については下記『成年後見に関する登記事項証明書の申請について』をご覧ください。）
- 候補者の身分証明書（破産宣告を受けていないことなどを証明する書類。本籍地の市町村役場で交付。）
- 本人の財産を証明する資料（固定資産税納付書，固定資産税評価証明書，預貯金通帳や保険証書の写しなど）

3 諸費用など

- 申立手数料 1件につき800円の収入印紙
※保佐開始，補助開始申立てで，同意権や代理権の申立てが必要になる場合は，同意権，代理権各々について1件ずつ申立てが必要です。
- 郵便切手 3,740円《内訳》500円切手…4枚／80円切手…20枚／20円切手…2枚／10円切手…10枚
- 収入印紙 2,600円
- 鑑定費用（5～10万円位）

4 診断書（家庭裁判所に成年後見用の診断書式があります。）

- 本人に関する医師の診断書

成年後見に関する登記事項証明書の申請について

地方法務局の窓口で交付申請をしてください。交付申請の際は申立人と本人の関係を証明する戸籍を持参してください。法務局の「支所」や「出張所」では取り扱っていませんので注意してください。郵便による取り寄せを希望される場合は，必ず返信用封筒（返信用の切手を貼付したもの）を添えて，東京法務局に交付申請を行ってください。

大分地方法務局

〒870-8513 大分市荷揚町7番5号
電話 097-532-3161（代表）

東京法務局

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登記課
電話 03-5213-1234（代表）

1 診断書について

法定後見制度（後見，保佐，補助）の申立てには，本人の病状や判断能力に関する医師の診断書の提出が必要です。

医師（主治医等）に診断書作成を依頼する際には，手続相談時にお渡しする「**成年後見制度の診断書，鑑定書を作成いただく医師の方へ**」という説明書を医師に渡してください。また，家庭裁判所では，**成年後見用の診断書書式**を用意していますので，なるべくこの診断書書式を使用するようにしてください（**補助の申立ての場合は，必ず家庭裁判所が用意している診断書書式を使用してください**）。



2 鑑定について

鑑定は，いわゆる植物状態である場合などを除き，後見開始又は保佐開始の審判では必要な手続きです。

鑑定とは，本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定をするための手続で，申立時に提出していただく診断書とは別のものです。家庭裁判所がある程度審理を進めた段階で，医師に鑑定依頼をする形で行われます。

家庭裁判所は，多くの場合，本人の病状や実情をよく把握している主治医に本人の鑑定を依頼しています（ただし，主治医が鑑定を行うことを辞退した場合又は主治医が鑑定を行うことが相当でない場合には，家庭裁判所の判断で別の医師を鑑定人として指定することがあります）。そこで，**申立人には，申立ての前（例えば，申立てのための診断書を依頼する機会等）に，主治医に対して，鑑定を引き受けていただけるかどうかの意向を確認していただく必要があります**ので，ご協力ください。

鑑定を行うことが決定した段階で，申立人には鑑定料を予納していただきます（家庭裁判所から連絡があります）。鑑定料の額は，本人の状態等により決まりますが，おおむね**5～10万円程度**です。

さらに，鑑定に際し，入院検査等が必要な場合は，鑑定料とは別に費用がかかる場合もあります。

後見(保佐,補助)事務の具体的内容

(保佐,補助の場合は,付与された代理権や定められた同意権の範囲内で事務を行います。)

1 身上配慮

まず,本人の財産,収入を把握し,医療費・税金などのきまった支出の概算をし,療養看護の計画を立て,収支の予定を立てます。

本人の療養看護は長期にわたることもありますので,中長期的展望に立って,最善の療養看護ができるように計画します。

2 財産管理

- 1 後見人(保佐人,補助人)選任の審判の確定後,1か月以内に本人の財産を調査し,後見等事務計画書と財産目録を作成(審判書送付の際に参考書式を同封します)して,家庭裁判所に送付します。
- 2 1以後,本人の財産に損害を与えないような安全な方法で財産管理を行います。
➡詳しくは,11ページを見てください。
- 3 本人居住用の不動産について,売却,賃貸,賃貸借の解除,抵当権の設定などの処分をする場合には,家庭裁判所に「居住用不動産処分許可」の申立てをする必要があります。
- 4 後見人と本人がお互いに遺産分割や賃貸借の当事者になるなど利益が相反するときには,家庭裁判所に「特別代理人選任」の申立てをする必要があります。
- 5 被後見人を代理して預金の出し入れや売買契約等を行う場合,相手(銀行等)から「後見人であることの証明」を求められることがあります。そのような場合は「登記事項証明書」を用意してください。「登記事項証明書」は地方法務局の窓口で交付申請をしてください。
法務局の「支所」や「出張所」では取り扱っていませんので注意してください。郵便による取り寄せを希望される場合は,必ず返信用封筒(返信用の切手を貼付したもの)を添えて,東京法務局に交付申請を行ってください。(大分地方法務局,東京法務局の連絡先は8ページをご覧ください。)

3 家庭裁判所の後見等事務の監督への対応

➡詳しくは,13～14ページを見てください。

家庭裁判所は,本人の利益が十分守られるように,後見等の事務を監督することになっています。そのため,随時,後見等の事務に関し報告を求めたり,調査をします。日頃からそれに備えておくこととなります。

本人の生活状況の大きな変動(入院,転居等),大きな財産処分,高額な物品購入,遺産分割等がある場合は,事前に家庭裁判所に連絡し,指示を受けてください。

4 その他

被後見人と後見人との身分行為(婚姻や離婚など)を行うことは原則として認められません。また,後見人が被後見人の身分行為を代理することもできません。(例外的に,後見人が被後見人を養子にすることは可能ですが,裁判所の許可が必要です。)

財産管理の具体的方法について

(保佐、補助の場合は付与された代理権、同意権の範囲内での行為に限ります)

1 財産の把握と整理

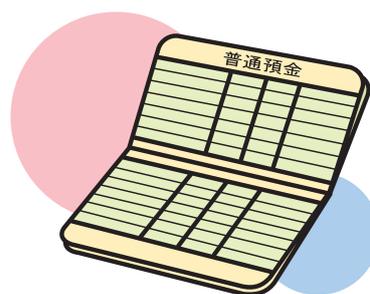
直近の目的（保険金受取、遺産分割など）が終わったら、本人の預貯金を整理し、残高を把握してください。金額が大きい場合は、定期預金等を利用するなどして安定性を高くしてください。特に必要がなければ、小口の預貯金ではできる限り口座をまとめてください。ただし、**本人の財産を後見人（保佐人、補助人）や第三者の財産と混同してはいけません。**

たとえばこんな場合は？

- 本人名義の預貯金を整理統合したり、ペイオフ対策で適宜分散すること
- 本人名義の預貯金通帳や証書を病院や施設、第3者に管理してもらうこと
例えば 後見人が選任させる以前から、施設が本人名義の通帳を管理しており、管理状況に問題がないことが明らかな場合などは、認められることもあります。
- 本人の預金を口座から引き出し、現金を後見人等宅で保管すること
例えば 日常の収支程度の現金を後見人等宅で保管することはできますが、多額の現金を後見人等宅で保管することはできません。
- 相続放棄をすること (場合による)
- 本人の財産を流用して元本が保証されないようなものに投資すること
- 本人名義の財産を後見人等の個人名義とすること
ただし、「〇〇(本人の氏名) 成年後見人△△(後見人の氏名)」であれば、構いません。
- 契約者や受取人を本人以外とする保険契約
ただし、死亡保険金の受取人を被後見人の相続人とすることは△
- 遺産分割において本人の相続分をゼロとすること
原則法定相続分を確保していただくことになります。
- 被後見人の財産から生前贈与を行うこと

2 財産の収支管理

- (1) 本人の財産から支出できるものは、基本的には、本人の生活・療養看護に関する費用及び後見等事務に関する費用のみです。なお、定期的な収入・支出については、なるべく一つの口座で入金や自動引落しがされるようにしておくと、定期的な収支が一通の通帳によって把握できて便利です。





たとえばこんな場合は？

- 本人の生活費（食費，光熱費，被服費）
- 本人の入院又は施設入所費用，介護費用，介護にかかる経費
- 本人に関する税金，保険料などの支払
- 後見等事務に要する諸費用

例えば

コピー費用，交通費等がこれに含まれます。ただし，これらについても支出の必要性，被後見人の財産の総額等に照らして相当な範囲に限られます。例えば交通費は原則として電車やバスといった公共交通機関の料金に限られ，高額なタクシー代等については，特別な事情がない限り認められません。

- 本人が生計の柱であった場合の家族の生活費

例えば

例えば…被後見人に子どもがおり，配偶者の収入だけでは生活が成り立たない場合などは，認められることもあります。

- 福祉対応車両の購入 （場合による）

例えば

例えば…被後見人が在宅介護を受けており，福祉対応車両がなければ生活に支障が生じる場合などは，認められることもあります。

- 本人の入院先や入所施設への謝礼 （場合による）
- 親族や近隣への慶弔費 （常識の範囲内）
- 後見人に対する報酬を本人の財産からあらかじめ差し引いておくこと （15ページ参照）
- 親族等が本人を見舞う際の交通費や日当，食事代
- 本人の介護をしている親族への報酬
- 本人の不動産を親族や他人へ贈与したり，低価格で売却すること
- 親族や他人に金を貸し付けること
- 本人が住む見込みのない不動産の購入や改築

(2) 本人の収入と支出について**金銭出納帳を付け，領収書等の資料を保管**します。金銭出納帳の様式は問いません。市販の出納帳（ノート）を使っていただいて結構です。そして，一定期間ごとに収支のバランスがとれているかチェックします。赤字が予想される場合は，今一度支出を見直し，どうしても赤字が避けられない場合は，預貯金の取崩し等について，特に慎重に予定を立ててください。

重要

- 不正行為など後見人（保佐人，補助人）としてふさわしくない行為があったときは，後見人等をやめていただくことがあります。損害が発生した場合は，損害賠償を求められたり，業務上横領等の罪で刑事責任を問われることもあります。
- 後見事務の内容につき，「こんな事情があるが，支出してはいけないのだろうか？」，「こんなことをしても構わないだろうか？」などの疑問や不安がある場合は，事前に家庭裁判所書記官室にご相談ください。

家庭裁判所の後見等事務の監督に備えて

1 家庭裁判所から求められたときに、提示できるよう準備しておくもの

1 不動産について

- 登記簿謄本
- 権利書
- 最新年度の固定資産税納付書

2 預貯金，株式，保険について

- 通帳又は証書
- 残高証明書
- 保険証書

3 収入

- 年金受給額通知書
- 年金以外の収入（賃料収入，役員収入）がある場合，収入金額が分かる資料
- 金銭出納帳（支出も含む）

4 支出（なるべく預貯金からの自動引落を利用してください）

- 病院費用又は施設費用，介護サービス利用料などの領収書類
- 税金，保険料などの支払がわかる資料
- 1万円以上の支出に関する領収書





2 家庭裁判所から後見等事務の監督を行う旨の連絡文書が届いたら…

【以下の手順で監督を受けてください。】

1 資料を作成，準備します。

- 後見等事務報告書，最新の財産目録，収支報告書を作成する（参考書式を監督時の連絡文書に同封します）。
- 審判時（又は前回後見等事務の監督時）から変化のあった不動産に関する登記簿謄本を準備する。
- 預貯金通帳等のコピーを準備する。
コピーする箇所は通帳の表紙，表紙の裏面，最終ページです。保険証書など表面と裏面のある証書等は，両面をコピーしてください。**預貯金通帳等については，直近の残高が記載されたものが必須ですので，記帳未了の場合は報告書を提出する直前に記帳しておいてください。**
コピーの方法は，17 ページのとおりです。
- 10万円以上の支出についての領収書類をコピーする。

2 1 で準備した資料を家庭裁判所に提出し，監督を受けます。

書記官に郵送する方法の場合は，連絡文書に記載された期限までに郵送してください。

調査官が調査を行う方法の場合は連絡文書にて来庁いただく日時をお知らせしますので，その際準備した資料を提出してください（資料の原本もあわせてご持参ください）。

監督中に担当者から資料の追加提出や財産管理方法の変更などを行うよう話があった場合は，随時それに従ってください。

3 監督終了後は，次回の監督に備えながら，引き続き後見等の事務を行ってください。

監督は続きますが，時期，方法は，個別事情によって異なります。

第5 後見人(保佐人, 補助人)の報酬

後見人(保佐人, 補助人)は、その事務の内容に応じて、本人の財産の中から報酬を受け取ることができます。その場合には、家庭裁判所に対し**報酬付与の審判**の申立てをしていただかなければなりません。これに対し、家庭裁判所は、後見事務の内容などを考慮して、報酬を付与するのが相当かどうか、相当である場合には報酬の額をいくらとすべきかを決定します。

後見人等は、裁判所から報酬を付与する旨の審判がなされた後、認められた額だけを本人の財産から受け取ることができます。したがって、このような手続を取らずに**勝手に本人の財産から報酬を差し引くことはできません**。

なお、報酬は前払することはできません。例えば、毎年一定時期、辞任時、後見事務終了時など、一定の職務を行った後に、後払として請求していただくことになります。

第6 後見人(保佐人, 補助人)の辞任

後見人(保佐人, 補助人)は、本人の保護のため、家庭裁判所から適任者と認められて選任されたわけですから、自由に辞任できることにすると本人の利益を害するおそれがあります。そこで、後見人等は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができることとされています。

「正当な事由」があると認められる例としては、後見人等の職業上の必要から遠隔地に転居しなければならなくなった場合や、高齢や病気などの理由により職務の遂行に支障が生じた場合などが考えられます。

後見人等が辞任した場合には、ほかに後見人等がいる場合を除いて、できる限り速やかに次の後見人等を選ばなければなりません。そこで、**辞任の申立て**をした後見人等は、遅滞なく**後任の後見人(保佐人, 補助人)選任の申立て**をしなければならないとされています。本人の保護に支障が生じないように、できる限り辞任の申立てと同時に後任の選任の申立てをしてください。



第7

後見(保佐,補助)事務の終了

本人が回復して後見開始等の審判が取り消されたり、本人が亡くなるなどして後見等が終了したとき、後見人等を交代する場合には、**本人の財産について2か月以内に管理の計算を行い、保管していた金銭や動産・不動産を、本人又は相続人又は後任の後見人等に引き渡してください。**

なお、本人が亡くなられたときは、速やかに家庭裁判所に、本人の死亡事実が記載された戸籍謄本又は死亡診断書を添付して、被後見人が死亡したことを報告するとともに、成年後見登記の終了の登記を申請してください。登記の申請の宛先や必要書類、費用については最寄りの法務局か登記インフォメーションサービス（電話：03 - 3519 - 4755）にお問い合わせください。

第8

その他

1. 後見人（保佐人，補助人）が家庭裁判所に各種の報告をする際には、どのような報告をしたか**コピーを控えとして保管**するようにしてください。
2. 後見人（保佐人，補助人）の職務事務について、何か疑問があったり、困ったことが起きた場合には、**家庭裁判所書記官室**に申し出てください。その際には、**後見（保佐，補助）開始時の事件番号、本人の氏名、後見人等の氏名**を併せて伝えてください。



資料のコピーの取り方について

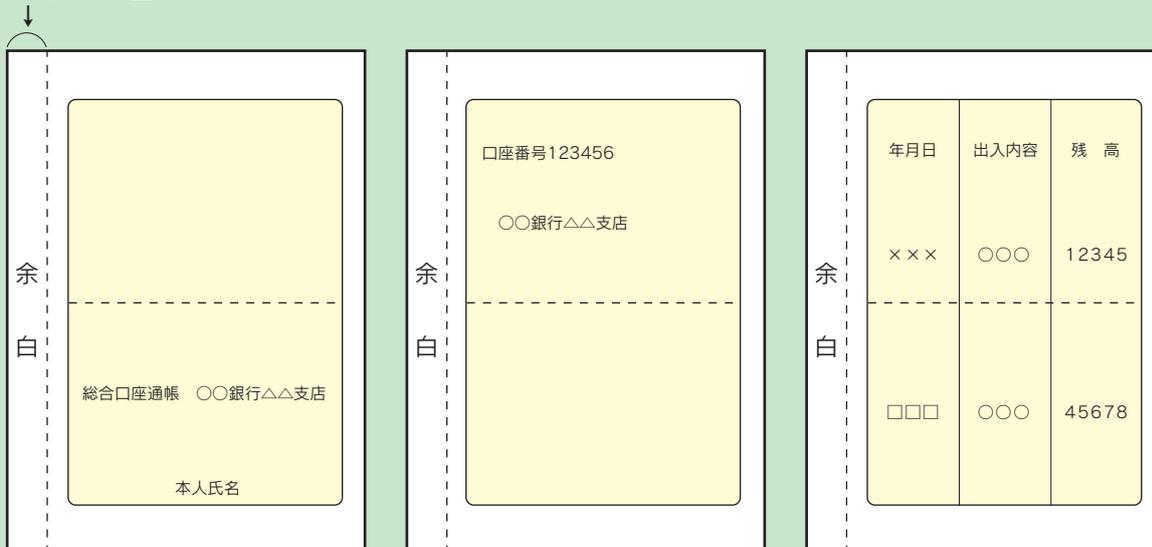
- 1 用紙の大きさはA4サイズ（このハンドブックの大きさ）にしてください。A4サイズに入りきらない場合には、A3サイズを使うか、A4サイズに縮小してください。
- 2 コピーを取る場合には、左端に2センチ以上の余白（とじしろ）ができるようにしてください。
- 3 預貯金通帳の場合、コピーする箇所は通帳の表紙、表紙の裏面、前回裁判所にコピーを提出した時点以降の記帳のあるページです。下図のように、見開き2ページ分を1枚にコピーしてください。
- 4 保険証書など表面と裏面のある証書等は、両面をコピーしてください。

後見人（保佐人、補助人）が家庭裁判所に提出するために使用したコピーの料金や申請費用等は、必要経費として本人の財産から支出していただいで結構です。



コピーの取り方例

2センチ以上



表紙部分

裏表紙部分

記帳部分

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

大分家庭裁判所本庁と各支部の所在地及び連絡先

大分家庭裁判所

〒870-8564 大分市荷揚町7-15
TEL 097-532-7161(代表)

大分家庭裁判所 中津支部

〒871-0050 中津市二ノ丁1260
TEL 0979-22-2117(ダイヤルイン)

大分家庭裁判所 杵築支部

〒873-0001 杵築市大字杵築1180
TEL 0978-62-2052(代表)

大分家庭裁判所 佐伯支部

〒876-0815 佐伯市野岡町2-13-2
TEL 0972-22-0168(代表)

大分家庭裁判所 竹田支部

〒878-0013 竹田市大字竹田2065-1
TEL 0974-63-2040(代表)

大分家庭裁判所 日田支部

〒877-0012 日田市淡窓1-1-53
TEL 0973-23-3145(代表)



この印刷製品は環境に配慮した
資材と工場で製造されています

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。